## ナヴィゲーション・インストラクター規程

公益社団法人日本オリエンテーリング協会

第 1 章 総則

- 第 1 条 この規程は公益社団法人日本オリエンテーリング協会(以下「JOA」という)定款第4条1項4号に 定めるところにより、JOAがナヴィゲーション・インストラクターという資格を公認し、円滑な運用 をはかるため、必要な事項を定める。
- 第 2 条 この規程は、ナヴィゲーション・インストラクターを資格認証することにより、アウトドアスポーツ の健全な発展と安全に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 この規程にある用語は以下の意味を持つ
  - 1) ナヴィゲーション・インストラクター(以下「NI」という) アウトドアスポーツの活動者に対して、安全な活動のために必要な読図やナヴィゲーションスキル について、別に定める基準に沿って講習を提供できる者
  - 2)養成講座

NI の資格認証を受けようとする者が受講する講習会

3)認定

養成講座を受講した者を審査し、その合格者を所定の手続きを経て、JOA が資格認証するまでをいう

4) 講習

NI がアウトドアスポーツの活動者に対して提供するナヴィゲーション・読図の講習会

5)受講者

NI が提供する講習を受講する者

第 2 章 研修、認定

- 第 4 条 JOA は、資格認定委員会を設置し、養成講座の主催および認定を行う。
- 第 5 条 養成講座を受講できる条件は次の通りとする。
  - 1) 地図を使ったアウトドア活動が30日以上
  - 2) ナヴィゲーション・読図の指導に興味を持ち、本認証の趣旨に賛同したもの
  - 3) 受講年度の4月1日現在満20歳以上
  - 2. 上記1)の「地図を使ったアウトドア活動」の評価は別に定める基準を基に資格認定委員会が行う。
- 第 6 条 NIの資格認証は、養成講座を修了し資格認定委員会が審査後、適格と認めた者を認定する。
  - 2. 本資格は、JOAの会長が付与する。
  - 3. 別に定める基準によって、養成講座の一部を免除することができる。
- 第 7 条 養成講座は、JOA が主催し、資格認定委員会が主管する。また、参加料をその受講者から徴収することができる。
  - 2. 資格認定委員会は、認定業務を遂行するために「NI 認定研修会講師(マイスター)」若干名を委嘱することができる。
- 第8条認定に必要な基準は別に定める。

- 第 9 条 本規程第6条1項により認定を受けた者で、NIとして新規登録を希望する者は別に定める申請書に、 認定料と新規登録料を添えてJOAへ申請しなければならない。
  - 2. 申請は養成講座年度あるいは次年度中におこなうものとして、その期間を過ぎた場合は無効となる。
- 第10条 資格認証の有効期間は4年とし、登録した年度の4月1日をもって有効期間の起算点とする。
- 第11条 資格認証の更新は、有効期限の切れる1ヶ月前までに別に定める申請書に更新登録料を添えて JOA へ申請しなければならない。
  - 2. 資格認証の更新を望む NI は、有効期間内に1回以上の更新研修を受講しなければならない。
  - 3. 更新研修は JOA が主催、あるいは資格認定委員会が指定する研修とする。
- 第12条 次の各号に該当する者は資格認定委員会の決定を受け、資格認証を取り消す。
  - 1) NI として逸脱した言動や、NI の名誉を著しく傷つけたことが認められたとき
  - 2) 本規程第11条に定める更新登録を怠ったとき
  - 3) 本人より資格認証の取り消しの申し出があったとき
  - 4) 本人が死亡したとき
- 第13条 本規程第12条で資格認証が取り消された者が希望する場合、希望者は資格認定委員会が指定する更新研修を受講し、資格認定委員会が審査後、適格と認めた者は資格認証を復活することができる。
  - 2. 資格認証の復活は、別に定める申請書に資格認証取り消し期間中の更新登録料未納分を添えて JOA へ申請しなければならない。
  - 3. 資格認定委員会から資格認証の復活に関する通知送付後3ヶ月を経過しても申請が行われない場合は 無効となる。
- 第14条 登録料、認定料は次のとおりとする。
  - 1) 認定料 8000円
  - 2) 登録料 8000円(4年)

第 4 章 その他

- 第15条 NI は読図やナヴィゲーションスキルの理解に務めると同時に、常に質の高い講習を受講者に提供するよう日々研鑽に励まなければならない。
  - 2. NI は別に定める規程に基づき検定を主宰し、検定試験の合否判定を行うことができる。
- 第16条 本規程の改廃は、理事会の審議を経て行う。
- 附 則 1. 本規程は平成30年3月1日より施行する。